

■今月のラインナップ P1~8

- ◎令和6年10月から医薬品の自己負担に消費税が課税される場合があります
- ◎今年も年末調整関係書類に変更がありました
- ◎中小企業防災・減災投資促進税制
- ◎かなた税理士法人グループ ゴルフコンペ
- ◎かなた税理士法人グループ 事業計画発表会を開催!!
- ◎補助金活用しませんか?
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のための
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎ミヤシタデンキ(株) ◎株式会社サンフラワー
- ◎HALU 早稲田店

かなたくん



かなた税理士法人
代表社員
加藤 勝

秋の深まりを感じるこの季節、お元気で過ごしてはいかがでしょうか。皆様におかれましては、どうぞ、お体に気を付けてお過ごしくださいませ。

11月に入りまして、弊社の新しい事業年度が始まり、この度代表社員に加わることとなりました。かなたの「か」の字が2つになりますが、会社の名前は変更いたしません。まだまだ未熟者ではございますが、お客様の一番の相談相手となれるように、お客様の「困った」を解決するために、「な」の字の中野代表、「た」の字の高橋代表とともに精進してま

いりたいと思います。何とぞ一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新事業年度において力を入れて取り組む業務に①事業承継対策②経営計画の策定の二つを掲げました。①は会社の将来を安定させ今をより良くするもの、②は会社の今を良くして将来をより良くするものであります。

事業承継の目的は会社経営に大きな損失を与えずに、最適な後継者に滞りなく事業を引き継ぐことです。後継者の選定・教育には時間がかかりますし、相続トラブルの回避、株の引継ぎにかかる税金負担など、解決しなくてはならない問題が多くあります。自社株の評価額の引下げ対策、組織再編を活用した事業承継対策などから会社に適したスキームを提案し、会社の永続性を担保することでお客様の発展を支援することを目的としています。近年、金融機関等から事業承継について提案が来ることもあるかと思えます。弊社の方でも力を入れて取り組んでまいりますので、是非お声がけください。

経営計画は会社の理念を達成するための方針を定め、短期・中期・長期の計画を作り、それを実行しチェックするものです。経営理念・経営基本方針・個別方針などの方針の作り方から利益計画や販売計画などの数値目標の作成方法、経営計画書の活用方法等をアドバイスいたします。こちらもお興味のある方は担当者にお声がけください。



2024

11

November

VOL.23

発行日:令和6年11月1日
(平成22年1月創刊)

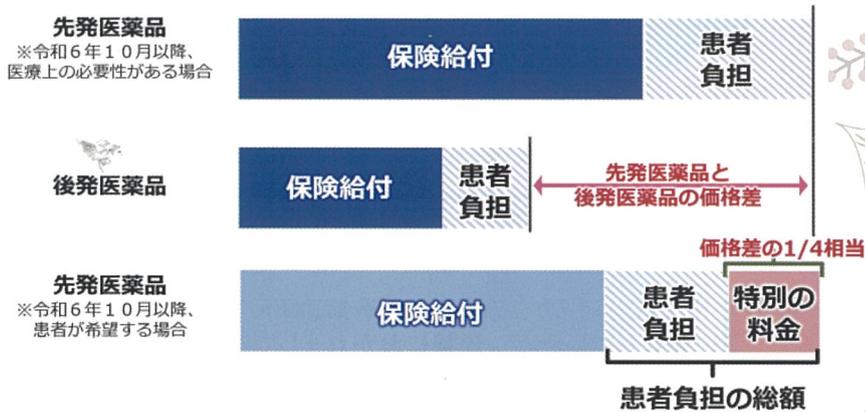
かなた税理士法人



監査第一事業部
課長 金子 俊一

令和6年10月から医薬品の自己負担に消費税が課税される場合があります。

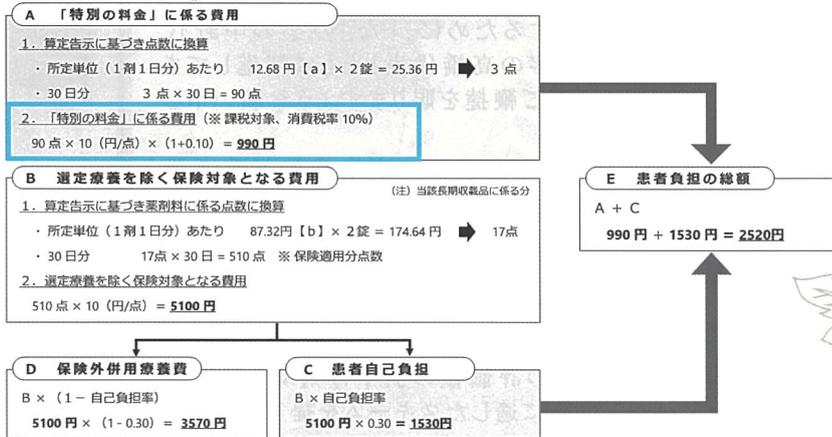
令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬について、患者が先発医薬品(長期収載品)の処方希望時には、【特別の料金】が発生します。この【特別の料金】とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金で、この料金には保険適用はされず、患者が保険適用外で料金を支払います。社会保険診療について、消費税は非課税取引となっておりますが、【特別の料金】については保険外診療となるため、消費税の課税取引となります。



計算の具体例(イメージ)

XX錠 10mg (内服薬)、1日2錠 30日分に係る費用(自己負担率が3割の場合)は以下のとおり計算される。ただし、「厚生省マスタ」における該当行は表のとおりとする。

薬価基準収載医薬品コード	品名	薬価	後発医薬品最高価格	長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1	保険外併用療養費の算出に用いる価格
●●●	XX錠 10mg	100.0	49.3	12.68 [a]	87.32 [b]



上記「計算の具体例(イメージ)」の場合、青枠の900円の【特別の料金】に10%の消費税が課税されます。以前までは900円についても保険適用であったため、自己負担割合が3割負担の場合、270円の自己負担で済みましたが、保険適用外となるため、【特別の料金】990円(税込)と3割負担だった場合の270円の差額720円が負担増となります。消費税の取扱いが変更になったため、経理処理や納税額にも影響があります。

ご不明な点等は当社にご相談ください。

今年も年末調整関係書類に変更がありました

定額減税をはじめとした改正で、令和6年分の年末調整関係書類が変わりました。変更点を確認していきます。

変更点① マル基配所に記載欄が追加

2024年6月から実施されている定額減税は、年末調整で最終調整(年調減税)を行う必要があり、年調減税では、改めて年末調整時点で定額減税額を算出し、年間の所得税額との精算を行います。

この手続きに伴い、「令和6年分 給与所得者の基・配・所 申告書」(マル基配所)に定額減税に係る記載欄が追加され、「年末調整のかかる定額減税のための申告書」を兼用する様式に変更されました。

変更点② 簡易な申告書の創設

令和5年度税制改正により、扶養控除等申告書について、記載すべき事項に前年の申告内容と変更がない場合、異動がない旨を記載した申告書(簡易な申告書)を提出することができるようになりました。

「簡易な申告書」とは、前年の扶養控除等申告書(前年の途中で異動申告書の提出を受けた場合は前年の最後に提出を受けた異動申告書)の余白に、記載した事項から異動がない旨を記載するなどしたものです。

(記載例)

※ 赤字で記載している部分が簡易な申告書に記載する必要がある事項です。

簡易な申告書で提出できるのは、複数の確認事項のいずれにも該当しない場合のみで、1つでも該当するものがあれば、通常通り、申告書に必要事項を全て記載して提出となります。

変更点③ 保険料控除申告書の簡素化

給与所得者の保険料控除申告書(マル保)では、これまで設けられていた【あなたとの続柄】欄が、すべて削除されています。

上記、変更点の詳しい内容や年末調整については、お気軽にお問い合わせください。

中小企業防災・減災投資促進税制

自然災害等への対策を強化するため、事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後1年以内に予定していた**設備導入を行った場合に、特別償却18%**（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は**16%**）を適用できる。

- 対象者：令和7年3月31日までに「**事業継続力強化計画**／**連携事業継続力強化計画**」の認定を受けた中小企業者
- 支援措置：特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）
- 対象設備：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする事業継続力の強化に特に資する以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台 (対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)



【自家発電設備】



【止水板】



【耐震装置】

本税制の詳細は以下の実施要領を御確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/bousaizeisei_yoryo.pdf



かなた税理士法人グループ ゴルフコンペ

9月12日(木)富岡倶楽部にてゴルフコンペを開催しました。

顧問先様45名、弊社社員19名の64名で行いました。

前回まではコロナ禍ということもあり、ハーフコンペでの開催でしたが、コロナが5類になり、久しぶりに表彰式まで開催することができました。

晴れて気温の高い中での開催ではありましたが、無事に終わることができました。

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。



かなた税理士法人グループ

事業計画発表会を開催!!

令和6年11月1日、ホテルグランビュー高崎にて事業計画発表会が開催されました。

矢中事務所、問屋町事務所、太田・大宮支店の社員が一堂に集まり、新目標に向かって一致団結できた有意義な発表会となりました。

中野代表、11月からかなた税理士法人の代表社員となった加藤勝代表より、前期の総括や今後の経営ビジョンについて語っていただきました。

続いて各部長、問屋町事務所、高崎総合コンサルタント、エフピーエスから前期の活動結果と今後の新計画や戦略マップが発表されました。

最後には社員同士の交流会も開催され親交を深めることもでき、充実した発表会だったと思います。

これからもかなた税理士法人として、グループ全体で顧問先様をサポートしていきたいと思いますので、引き続きご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



加藤代表



加藤勝代表



中野代表



監査第一事業部 新井部長



監査第二事業部 清家部長



監査第三事業部 南里部長



資産税部 伊藤部長



大宮支店 町田先生



太田支店 社員の方々



財務コンサル部 柳澤



業務管理部 森平課長



(株)高崎総合コンサルタンツ 中林



(株)エフピーエス 引田社長



全体写真

懇親会



補助金活用

しませんか？

省力化補助金

掃除ロボット・配膳ロボット
自動倉庫・検品仕分システム
無人搬送車・券売機
スチームコンベクションオーブン
自動チェックイン機
自動精算機 等

人手不足解消に効果がある
汎用製品の導入

最大1,500万円

ものづくり補助金

新商品の開発・実験
先端機器の導入
内製化・自動化
DX化・脱炭素化
生産性向上に
係る設備導入

最大1億円



事業承継

引継ぎ補助金

自動車リース・設備・賃借料
M&Aに係る専門家費用 等

M&Aによる代表者変更や
事業承継による新代表者の
新しい取組を支援

最大750万円



小規模事業者 持続化補助金

店舗のバリアフリー化
チラシやHPの作成
テレビやラジオ等のメディア宣伝
SNSでの広告活動・看板設置
新たなサービスの実現 等

販路開拓につながる投資
最大200万円



地域の補助金

高崎市・前橋市
太田市・伊勢崎市 等の
各地方自治体の補助金にも対応。

店舗の改装や新築、
備品や設備の導入
に活用可能



Q.何が対象になりますか？

A.「事業課題」における各種取組が補助対象となります。

具体的には、企業における新しい取組に対して補助金が活用できます。

例1.) 無人自動販売機による非対面販売事業やキッチンカーの導入

例2.) 代表者交代やM&Aによる新サービスの提供

Q.企業における新しい取組とは？

A. 販路開拓のため、設備の導入や看板設置、ラジオ宣伝やSNS集客、チラシやHP作成、事業承継時の専門家活用費や廃業費、新設工事や改修工事、リース費用や店舗借入費用 等、事業継続のため新たな支出行為です。継続的とみなされる取組は一部対象外ですが対象となる場合もございますので監査担当者へ御気軽にお問い合わせください。

相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイアしたい。
- 後継者が見つからず、どういう選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういう人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

1.相続対策の3本柱で最適なプランを 提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割を
スムーズにする

納める

納税を
スムーズにする

下げる

相続評価を
下げる



所有資産に対する現状分析 (現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2.会社状況を把握してベストプランを提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者 問題

会社支配権 の問題



会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。
かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせていただきます!

今月のコラム



かなた税理士法人

返済が厳しいのは借入が多いというのは本当なのか？

借入が多くて返済が厳しいという話をよく聞きますが、本当に借入が多いので返済が厳しいのでしょうか？

借入金の返済原資は「利益+減価償却費」で、その額の範囲内に借入金の返済が収まっていれば原則問題はありません。

例えば、「利益+減価償却費」が十分あるのに返済が厳しいケースとしては、借入金の口数が多いことが考えられます。特に運転資金を長期借入金で複数借りていると、「利益+減価償却費」以上の返済額になっている会社も数多くあります。運転資金は借入期間が5年程度なので、返済額以上の「利益+減価償却費」に収まっていなければ、借入金を返済するための借入金をしなければならず(もしくは借入以外の資金調達をしなければならず)、借入口数が増加し、返済負担も大きくなります。要するに、利益が出ていたとしても資金繰りは厳しいということになります。

借入が多くて返済が厳しいのではなく、「利益+減価償却費」以上の返済があるので厳しいということになります。つづきは次号で掲載します。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社
高崎総合コンサルタツ

組織風土診断(現状への満足)

企業で働く人々がいきいきとした毎を送り、組織全体が活力に満ち溢れている…そんな状態が自社で実現できたらどんなに素晴らしいことでしょうか。(株)高崎総合コンサルタツが提供しているサービスの1つに「組織風土診断」があります。このサービスは各企業において前述した状態を作り上げていくため、今皆様の会社に形成されている「組織風土の実態」を明らかにしようとするものです。

この組織風土診断では、企業文化の「好ましき」を『6つの要素』に分けております。その要素の1つが『危機意識』です。経営者、中間管理職、従業員の全てが『危機意識』をもつことで「内外環境の変化への対応」「問題の予防とリスク管理」「自発的な行動の促進」につながります。問題が発生する前に解決策を提案したり、新しいアイデアを考え出す姿勢を育むことが組織全体のパフォーマンス向上に貢献します。危機意識を持たずに現状維持を続けることは、組織全体の停滞につながりますが、危機意識を持って積極的に行動する従業員が多い会社は、持続的な成長を実現しやすくなります。

(株)高崎総合コンサルタツではこれまで多くの「組織風土診断」を手掛けてきました。組織風土の改善をご検討の方は、遠慮なくお問い合わせください。

株式会社 高崎総合コンサルタツ 中林 大樹

株式会社
エフピーエス

介護保険について

最近では少子高齢化が進み、介護への不安を耳にすることも増えてきました。

介護の場合、どれくらいお金が必要になるのかわからない。そんな質問を多くされます。

年々、民間保険会社の介護保険について検討されているお客様も増えていきます。

介護状態になる場合、国からの公的介護保険がありますが介護認定により全のサービスを受けられるかわかりません。また、介護サービスを受けると自己負担が必要になります。

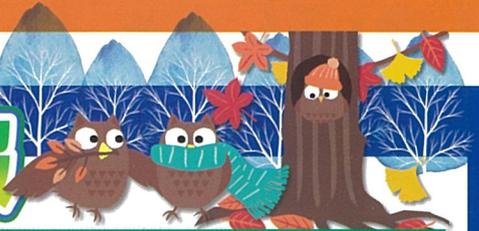
生命保険文化センターの調べによると、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む介護に要した費用は、住宅改修や介護用ベッドの購入などの一時費用の合計が平均80万円、月々の費用が平均約8万円となっています。月に約8万円という事は、年換算すると約96万円です。

公的介護保険で不足してしまう費用の一部に充てる介護保険、気になる方はエフピーエスへお声がけください。

株式会社 エフピーエス 五代

お客様

耳より!! 情報



前橋市の町の電気屋です。
 当社は前橋市で昭和48年に創業し、長きに渡りお客様にご支援賜わり営業してまいりました。
 家電製品の販売をはじめ、リモコンの電池交換、家の電球・蛍光灯交換など、暮らしのお手伝いから、お風呂・給湯器・トイレ・キッチン・屋根の塗替え・雨どいの交換など、各種リフォームまで対応しております。
 地域の皆様の健康と楽しい暮らしのため、お役に立ちたいと考えております。

ミヤシタデンキ

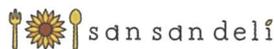
前橋市朝倉町3-39-3
 TEL.027-261-2525
 FAX.027-261-6933



ホーム
 ページは
 ←こちら



当社は58年前に開店した一軒の喫茶店から始まりました。地域の皆様に食を通じて喜びを与える。そのような創業の理念を引き継ぎながら、現在は飲食店の経営、社員食堂等の食堂運営、弁当事業など食に関わる事業を展開しております。
 学校等の食堂や、企業様向けの社員食堂のご提案、運営など何でもお気軽にご相談下さい。



株式会社サンフラワー

お電話でのお問い合わせはこちら
☎ 027-326-1310

受付時間：9:00～17:00 (土日・祝を除く)
 本社：群馬県高崎市栄町17-14



HALU 早稲田店

- 〒169-0051
 東京都新宿区西早稲田1-8-19
 日興パレセゾン早稲田 1F
 ※都電荒川線早稲田駅出口より徒歩約3分/
 東京メトロ東西線早稲田(メトロ)駅3b出口より徒歩約7分
- 営業時間 月～金
 ランチ 11:30-15:00 L.O. 料理14:30
 デイナー 17:30-23:00 L.O. 料理22:00
 土 デイナー 17:30-23:00 L.O. 料理22:00

ミシュランガイドにも掲載された本店“韓国旬菜HALU”の味を、ここ早稲田で堪能。
 本店 南青山の韓国旬菜ハルの2号店。サムギョプサルをメインに、本店でも人気の生キムチ、チヂミが食べれます。サムギョプサルは国産の贅沢な豚肉を使用。ランチも営業しており本店でも不動の人気NO.1 ハルの純豆腐チゲから、石焼きビビンバ、焼肉ブルコギなどメニュー多彩!!ぜひご賞味ください。

令和7年 入社予定 新卒者 内定式



10月3日(木)に内定式を行いました!
7名のフレッシュな方たちです!
来年の4月に会えるのを楽しみにしていますよ!



編集後記

委員会メンバーの
ひとりごと!?

伊勢崎晋平:何もなくても目が覚めるようになり歳をとったなあと思う今日この頃です。

黒岩 光恵:寒くなってきたので、鍋を食べて温まります。何鍋がいいですかね〜。

橋本 奈実:今年ももう残り2ヶ月となりました。月日が経つのが早く感じます。

玉木 武智:だんだんと秋になってきました。今年も終わると思うと切なくなります。

今井 晃司:今年はどうな年でしたか?終わりが良ければ総てよし。頑張ります。

かなたくん
vol.23(11月号)

令和6年11月1日 発行

〈発行部数〉

850部

〈製作編集〉

かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■問屋町事務所

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店

〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

かなた税理士法人 ■太田支店

〒373-0813 群馬県太田市内ヶ島町1434-1
TEL 0276-46-8821 FAX 0276-46-6137

**株式会社
高崎総合コンサルタツ**

〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

**株式会社
エフピーエス**

〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トワビル中居1階
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892